

### 13. 生徒心得

- 第1章 遵守すべき事項
- 第1条 法令遵守・人権尊重・秩序維持義務  
学校内外において、法令を遵守し、人権を尊重しなければならない。また、校内の秩序を乱す行為をしない。  
※この規定に違反した場合は、必要に応じて特別指導を行うことがある。
- 第2条 マナー遵守  
学校内外において、社会生活に求められるマナーを遵守する。
- 第3条 登下校時刻  
別に指示のある場合を除き、8時30分までに登校する。また、原則として17時までに下校する。
- 第4条 服装等  
1. 登下校時および校内においては、服装規程に従い、正しく制服を着用する。ただし、止むを得ず制服を着ることができないときは、事前に生活指導部に申し出る。  
2. 染髪等、化粧、装身具等の着用をしてはならない。  
※この規定に違反した場合は、必要に応じて再登校指導を行うことがある。
- 第5条 不正行為

- 定期考査その他の試験において不正行為をしてはならない。
- 第2章 留意すべき事項
- 第6条 基本的な生活  
1. 各教科に関する学習や特別活動に積極的に参加し、その効果を高め、学校生活を有意義なものとするよう努める。  
2. 前項の目的を達成するため、校内外を問わず規則正しい生活を心がけるとともに、時間を有効に使うよう心がける。また、身辺を清潔にし、整理整頓に心がける。
- 第7条 所持品  
常に生徒証・生徒手帳を携帯する。また、所持品は自己の責任において管理する。
- 第8条 公共物  
施設・設備・備品その他の公共物を適正に利用し、使用後は原状に復すとともに、清掃・美化に努める。
- 第9条 登下校  
1. 登下校時は交通法規等に従い交通安全に心がける。  
2. 通学は公共交通機関、自転車、徒歩による。自転車通学を希望する者は、別に定める規定に従う。
- 第3章 その他  
第10条 外部団体の校内での活動

- 本校生徒が所属する外部団体が、校内で活動しようとする場合は、事前に校長の許可を得る。
- 第11条 掲示・出版・放送・集会  
1. 校内において、掲示・出版・放送・集会を行うおうとする場合は、事前に生活指導部の許可を得る。  
2. 正規の許可を得た掲示物を毀損、破損してはならない。
- 第12条 遺失・盗難  
1. 校内で、自己の物でない物を拾得した場合は、速やかに生活指導部に届け出る。自己の物を紛失・遺失した場合は同様とする。  
2. 校内で、盗難にあった場合は速やかに生活指導部に届け出る。
- 第4章 生徒会等  
第13条 生徒会活動  
1. 生徒は、自主的、主体的な活動をするため、生徒会を組織することができる。  
2. 生徒会は、生徒の総意を代表するとともに、生活指導部の指導・助言により、生徒の自主的な活動を推進することができる。
- 第14条 部活動  
1. 生徒は、学校生活において自己実現を図るため、部活動を組織することができる。  
2. 各々は、生活指導部および顧問の指導・助言により、自主的な活動を推進することが

- きる。
- 第15条 アルバイトの禁止  
原則としてアルバイトはしない。ただし、家庭の事情等で必要な場合、「アルバイト届」を提出すること。
- 第5章 附則  
第16条 附則  
平成28年4月1日「千早生徒憲章」より一部抜粋し、「生徒心得」に変更  
平成30年4月1日一部改訂

### 14. SNS千早ルールについて

目的：千早生がいじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため  
制定日：平成29年度5月2日(火) 第13回生徒総会にて  
作成者：第13期生徒会役員一同

SNS千早ルール 3大原則

其一、大切な話は、できるだけ実際に会って話そう  
(文字だけで伝えるとその時の「感情」が伝わらないので、相手に誤解される可能性がある)

其二、SNSに友達の写真・個人情報をむやみに載せない  
(知っている人しか見ていないだろうという公開範囲の認識の甘さから、犯罪に巻き込まれる可能性がある)

其三、他人を誹謗中傷するような書き込みをしない  
(些細なことからいじめなどのトラブルに発展する可能性がある。他者を尊敬しておらず千早生として相応しくないため)

SNS千早ルールは、生徒総会等にて全校生徒の過半数以上の承認を得ることで変更及び廃止することができる。  
SNS千早ルールは、東京都教育委員会策定のSNS東京ルールを元に作られた千早生に向けてのルールである。  
SNS東京ルール及びSNS千早ルールが指すSNSとは、ネットワーク上のコミュニケーション機能をもったサービス全般を指す。  
SNS千早ルールは千早生の意識や行動を変える「きっかけ」である。  
一人ひとりが心がけ行動することで、より多くの生徒が心地よい学校生活を送れると期待している。

### 15. 自転車通学規程

- 第1. 自転車通学の申請  
自転車通学を希望するものは、自転車損害賠償保険等の加入と防犯登録をして「自転車通学申請書」に必要事項を記入し、生活指導部に届出する。
- 第2. 自転車通学の許可  
① 生活指導部は、申請書に基づき、自転車通学を許可するものとする。  
② 生活指導部は、自転車通学を許可した者に対して自転車通学許可証を発行し所定のステッカーを交付する。許可を受けた者はステッカーを自転車の見やすい位置に貼付する。ステッカーが損傷したり、なくなった場合には、速やかに生活指導部に届け出て、再発行の手続きを行うこと。
- 第3. 自転車通学者の義務  
① 自転車通学の許可を受けた者(以下「自転車通学者」という)は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。  
一 交通法規に従うこと  
二 交付を受けたステッカーを見やすい位置に貼付すること  
三 鍵、防犯チェーンなど盗難防止等の対策を講じること

- 四 灯火装置、ブレーキ、タイヤ、ハンドルなど自転車の保守点検に努めること  
なお、ステップは付けけないこと  
五 他の生徒等に自転車を貸さないこと  
六 自転車を駐輪場の定められた場所に置くこと  
七 生活指導部その他が主催する交通安全等に関する講座・講習に出席すること  
八 盗難、破損等の被害にあった場合は速やかに生活指導部に届け出る  
九 その他、教職員の指示に従うこと  
② 自転車通学者が前項の各号に従わない場合は、生活指導部は自転車通学の許可を取り消すことができる。
- 第4. 附則  
この規程は、平成16年4月6日より施行する。  
平成30年4月1日一部改訂  
令和4年4月1日一部改訂

### 17. 服装規程

- すべての生徒は、東京都立千早高等学校の生徒であることの自覚と誇りを持ち、規律ある学校生活を送るよう努めなければならない。そのため、本校では下記のように服装を規定する。
- 制服は、校内および、通学時、校外で本校生徒として行動するときは必ず着用しなければならない。また、制服着用の有無を問わず、身だしなみを整え、清潔であって他人に不快感を与えないよう心がけなければならない。
- 第1. 基本原則  
服装は質素清潔にして千早生としてふさわしいものとするよう心がける。
- 第2. 制服着用義務  
① 校内(本校の教育課程に基づく校外行事を含む)および登下校時は、別に指示のある場合を除き、別表1の1に定める制服および別表2の2に定める靴を着用しなければならない。休日登校および下校後の再登校時も同様とする。  
② 制服を着用することができないときは、事前に担任を通じて生活指導部に許可を得なければならない。  
③ 身体の成長等に伴うサイズの変更等を除き、指定された制服に対する加工等を禁止する。
- 第3. 制服着用の例外

- 入学式、始業式、終業式、修了式、卒業式などの儀式的行事および校外行事等指定された行事(儀式的行事等 以下同じ)を除き、別に定める基準により制服の一部を着用しないことができる。
- 第4. 冬用制服・夏用制服の着用期間  
5月中旬～5月31日 夏用制服への移行期間  
※移行期間の開始日は別途連絡する。  
6月1日～9月30日 夏用制服の着用期間  
10月1日～10月中旬 冬用制服への移行期間  
10月中旬～5月中旬 冬用制服の着用期間  
着用については、別表1に定めてあるとおりとし、冬用制服と夏用制服を混同した着用を禁止する。
- 第5. 体操服  
体育の授業および指定された行事のときは、別表1の3に定める体操着を着用しなければならない。
- 第6. 頭髪  
頭髪については、いっさいの加工(パーマ、付け毛、縮毛矯正等)を禁止する。また、染色、脱色等の変色を禁止する。
- 第7. その他の身だしなみ  
① 装身具(ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪・カラーコンタクト等)の着用を禁止する。また、化粧についても禁止する(ネイル加工等

- も含む)。  
② 本校の教育目標等から判断して、本校生徒としてふさわしくないと認められたものについては、着用を禁止することがある。
- 第8. 制服付属品  
登下校時には、別表2に定める制服関連付属品のうち、本校指定の靴、もしくはリュックを使用すること。
- 第9. 服装指導  
① 以上の規定に違反して注意を受けた場合は直ちに改めなければならない。  
② 指導を受けたにもかかわらず改善が見られない場合には、保護者に連絡をし、改善されるまで指導を継続する。なお、必要に応じて再登校指導を行うことがある。
- 第10. 附則  
この規程は、平成16年4月1日より施行する。  
平成22年4月1日一部改訂  
平成29年4月1日一部改訂  
平成30年4月1日一部改訂  
令和4年4月1日一部改訂

(別表1 指定制服等)

1 冬用制服	①男子 ◆指定ブレザー ◆指定シャツ ◆指定ネクタイ ◆指定スカート ◆指定スリッパ ◆指定ソックス ◆指定シューズ ◆指定ネクタイ	②女子 ◆指定スカート ◆指定リボン ◆指定ソックス ◆指定スリッパ ◆指定ネクタイ
2 夏用制服	①男子 ◆指定スラックス ◆指定ネクタイ	②女子 ◆指定シャツ

(別表2 制服関連付属品、体育関連服装品目)

1 指定オプション品目(任意購入)	①男女共通 △指定ニットセーター △指定ニットベスト	②女子 △指定ネクタイ
2 制服に付随する品目	①男女共通 ◆通学靴 □通学靴 ②男子 ◆指定革靴 指定の靴に入らない場合はリュックの使用可(彩・色指定なし) 黒・紺・グレー色の革靴でないもの △コート ③女子は、女子用スラックスを着用する場合 ◆ソックス 黒・紺・グレー色等、落ち着いた彩色のもの	③水着及び泳帽 ※グラウンド用運動靴は各自用意

(別表3 別表1, 別表2に示す記号の意味)

1 ◆印	規程「第2. 制服着用義務」により着用が義務づけられたもの。
2 △印	規程「第5. 体操着」により着用が義務づけられたもの。
3 □印	規程「第8. 制服付属品」により持参が義務づけられたもの。
4 △印	着用する場合は指定品目または形状等の指定があるもの。

※その他の規程については、生活指導部の規程に従うものとする。